

令和6年度 第2回
赤穂市上下水道事業在り方検討委員会
会議録

赤穂市上下水道部

令和6年度 第2回赤穂市上下水道事業在り方検討委員会 会議録

1. 日 時 令和6年7月16日(火) 13:30～15:30
場 所 赤穂市役所6階 大会議室

2. 出席者

(1) 委員

瓦田沙季、渡部守義、目木敏彦、小林洋介、奥谷昭博、清山美千子、家根次代、井上昭彦、中田登茂子

(2) 事務局

平野上下水道部長、山田技術担当部長、今井総務課長、沼田水道課長、宮本総務課総務係長、安部総務課下水道担当係長、金谷水道課給水係長、松本水道課浄水係長、久保下水道課工務係長、丑田下水道課施設係長

3. 議題及び協議事項

(1)開会

(2)委員長あいさつ

(3)協議事項 ①答申書の内容について

(4)その他

議事の経過及び要領 (午後 1 時 30 分開始)

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和 6 年度第 2 回赤穂市上下水道事業在り方検討委員会を開催いたします。</p> <p>初めに、前回、大雨対応で急遽欠席となりましたので、改めてご紹介をいたします。故寺田委員の後任としまして、新しく委員に就任されました赤穂市自治会連合会よりご推薦いただきました奥谷昭博様でございます。</p> <p>(奥谷委員、自己紹介)</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、平林委員から所用のため欠席する旨、連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、これからの会議の進行につきましては、瓦田委員長に議長をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>皆さんこんにちは。本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>在り方検討委員会は、これまでに 6 回開催され、いずれも長時間にわたって熱心に議論していただき、多くの建設的なご意見を頂戴しました。本日は、これまでの議論を答申案として整理したものを、事務局から説明していただきます。皆さんのご意見が反映されているかどうかご確認いただき、委員会の答申内容を固めることができると考えていますので、どうぞよろしく願いします。</p> <p>では、本日の会議でございますが、委員会規程に基づき、会議の冒頭から傍聴を認めることにしたいと思います、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは傍聴を認めることといたします。</p> <p>(傍聴者入室)</p> <p>傍聴の方をお願いいたします。会議中の写真撮影や録音は禁止されておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>本日の委員会は、委員 10 名のうち 9 名が出席されておりますので、委員会規程第 5 条第 2 項の規定に定める、委員の半数以上が出席されているため、本委員会</p>

事務局	<p>は成立していることを認めます。</p> <p>続いて、会議録署名委員の指名を行いたいと思います。</p> <p>本日の会議録署名委員を、渡部副委員長にお願いいたします。</p> <p>それでは協議事項に入りたいと思います。</p> <p>協議事項（１）答申書の内容について、事務局より説明をしていただきます。答申書はボリュームがありますので、いくつかに分けて説明していただこうと思います。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>それでは、答申書の内容について説明いたします。本日の説明の流れですが、委員長が言われたとおりボリュームがありますので、分割して説明していこうと思います。</p> <p>答申案については、委員の皆様には事前にお配りしておりますが、事前配布以降に、誤字脱字、てにをは等を修正したものを最新版として、本日準備しております。本日の説明は、最新版を基に行いますが、事前配布したものと内容は変わっておりません。文章を追加したり、削除したりはしておりませんのでご了承ください。</p> <p>説明については、初めに１ページ目の説明をいたします。１ページ目は、答申書の鑑となる部分で、これまでの委員会での協議内容を、この１ページに集約した形になっています。まずは、このページのみ説明させていただき、委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。なお、答申案を朗読することで説明に代えさせていただきます。</p> <p>（答申案１ページ目の読み上げ）</p> <p>ここで一旦説明を終わり、委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の説明について、皆様のご意見を伺いたいと思います。</p>
委員	<p>答申(2)に「赤穂市の上下水道事業は、地方公営企業法を全部適用した公営企業であり、」という文がありますが、「全部適用」という言葉に馴染みがなくて、少し違和感があるのですが、専門用語ということになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、日常的な単語ではないので、少し変な印象を覚えるかもしれませんが、地方公営企業は地方公営企業法が基本の法律となるのですが、地方公営企業には地方公営企業法の全ての条文を適用した企業と、一部の条文を適用し</p>

	<p>た企業があります。地方公営企業法を全て適用することを「全部適用」、一部を適用することを「一部適用」と表します。違和感はあると思いますが、ご理解いただきたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>補足しますと、地方公営企業法の財務に関する規定だけを適用している公営企業も多いです。こういったケースは地方公営企業法を「一部適用」とすると表現されます。</p>
<p>委員</p>	<p>なるほど。「全部適用」と「一部適用」という対になる表現があって、赤穂市は「全部適用」であるということですね。</p>
<p>副委員長</p>	<p>答申(2)に「両事業ともに経費回収率が 100%に達していない」という文がありますが、100%に達していないという表現は、なくても良いのではないのでしょうか。答申書では、経費回収率を 100%にすることを目標に掲げているわけではないので、上下水道事業の経営は厳しさを増していくことを伝えることができるのであれば、敢えて 100%と記載する必要はないのではないかと感じました。もちろん、100%を上回ることが独立採算には必要ではありますが。</p> <p>あと、同じ段落にある「水道料金及び下水道使用料を段階的に見直すことが望ましく、」という文ですが、「段階的」よりも「定期的」とした方が良いのではないのでしょうか。そして「見直すことが望ましい。」と一旦文章を閉じて、「特に経営改善の緊急度が高い下水道事業」という文に繋げると良いのではないかと感じました。</p>
<p>事務局</p>	<p>2 点目のご意見については、該当箇所を「水道料金及び下水道使用料を定期的に見直すことが望ましい。特に経営改善の緊急度が高い下水道事業については」というように修正いたします。</p> <p>1 点目の、「経費回収率が 100%に達していない」という表現をどうするか、という点ですが、他の委員のご意見をお伺いしたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>2 点目については、ご指摘のように修正することとしましょう。1 点目の「経費回収率が 100%に達していない」という表現についてはいかがでしょうか。</p> <p>これまでの我々の議論は下水道事業を優先して行ってきたので、水道事業については踏み込んだ議論は行いませんでした。ただ、水道事業も経費回収率が 100には達していないわけですから、この点を強調するという意味では、この表現のままでも良いかもしれません。</p>
<p>委員</p>	<p>答申案にも、独立採算性が原則であると書かれていますので、経費回収率が 100%に達していないという表現は残しても問題ないと思います。上下水道事業の</p>

	<p>現状についてご理解いただくという点では、残しておく方が良いと思います。</p>
委員長	<p>市民の皆さんにパブリックコメントを求めるに当たって、独立採算性とはどういう意味なのか、ということを理解してもらうためには「経費回収率が 100%に達していない」という表現があった方が、市民の皆さんには伝わりやすいのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>経費回収率の表現方法ですが、下水道事業に関しては、現状は 80%にも達していませんでしたね。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>今回の見直しでは経費回収率 100%を目指すのではなく、85%を目指すという方針で、これまで議論してきたわけですから、「経費回収率が 80%にも達していない」という、更に強い表現でもいいように思いました。</p> <p>今回の答申案では、下水道事業の経費回収率は 83%という試算となっていますが、独立採算を達成するためには経費回収率 100%は必要なわけですし、長い期間水道も下水道も改定してこなかったわけですから、「定期的・段階的」という表現でもいいのではないのでしょうか。</p> <p>ちなみに、附帯意見の一般会計繰出金の要望については、経費回収率が 100%に達するまでの赤字補填を要望するという趣旨ではないですね。</p>
事務局	<p>附帯意見の一般会計繰出金の要望は、総務省の定める繰出基準に該当する経費については、従来どおり満額繰出すよう要望するものです。</p> <p>企業会計は独立採算が原則ですが、雨水処理に要する経費など、公費で賄うべき経費も多くあります。それらの経費は、受益者負担ではなく公費負担すべきものですから、従来どおり、基準内繰出金は満額要望するものです。したがって、恒常的な赤字補填を要望するものではありません。</p>
委員	<p>今後数年のうちに現実となるであろう、下水道事業の経営危機を止めるにはどうすべきか、委員会で話し合ってきたわけですから、経費回収率が 100%に満たないという表現は残しておく方が良いのではないのでしょうか。先ほど申し上げたように、「80%にも満たない」という更に強い表現でもいいくらいだと個人的には感じています。</p> <p>1 ページ目は、答申書の表題部分に当たるわけですから、メッセージ性が強い方がいいと思います。</p>
委員長	<p>整理してみますと、答申(2)で述べられている内容は、水道事業と下水道事業の</p>

事務局	<p>両方についてです。下水道事業の経費回収率は確かに 80%にも達していませんが、水道事業については 100%には達していませんが、そこまで低いわけではありません。</p> <p>したがって、これまでは下水道事業を優先して協議を行ってきました。しかし、水道事業については協議を行わないということではありません。あくまでも、危機的な状況にある下水道事業を優先しているというスタンスです。</p> <p>経費回収率の表現方法については、下水道事業に特化した答申であれば「80%にも達していない」という表現でも良いのですが、水道事業と下水道事業の両方に言及した内容の文章ですので、「100%に達していない」という表現でも良いとは思いますが。</p> <p>経費回収率の表現を「100%に達していない」とした理由ですが、水道事業と下水道事業の経費回収率の差が大きいため、それぞれの事業が当面の目標とする数値が異なってきます。しかし、両事業ともに、経費回収率が 100%には達しておらず、現状のままでは独立採算を達成できないことは明らかですので、「両事業ともに 100%に達していない」という表現を採りました。</p> <p>1 ページ目は、総論という位置づけになると思いますので、まずは市民の皆さんに水道事業も下水道事業も独立採算を達成できていない現状を知っていただくという点からも、水道事業と下水道事業それぞれに言及するのではなく、両事業まとめて記載する形を採りました。</p>
委員長	<p>水道事業と下水道事業の経費回収率についても言及する方が望ましいというご意見については、2 ページ以降で、水道事業及び下水道事業それぞれについて説明していますので、ここで両事業の経費回収率を記載するということにはどうでしょうか。</p> <p>1 ページ目については、答申の内容を凝縮したものになりますので、情報を多くしなくても良いのではないかと思います。</p>
委員	<p>経費回収率が 100%に達していないということは、経営が安定していないということを示しているわけですから、まずは、両事業とも厳しい状況であるということを知ってもらうという意味では、80%や 100%といった数字ではなく、端的に赤字経営になっていると表現しても良いのではないのでしょうか。</p>
委員長	<p>例えば「両事業ともに経費回収率が 100%に達していないため赤字が生じている」という表現はどうでしょうか。</p>
委員	<p>「経費回収率が 100%に達していない」という表現だけでも、十分に状況は伝わるのではないのでしょうか。</p>

事務局	<p>確かに両事業ともに経費回収率は 100%に達してはいません。ただ、水道事業については、令和 5 年度決算では黒字を達成できそうな状況にあります。水道水を作る経費を水道料金で回収できてはいないので、経費回収率は 100%に達してはいるのですが、水道料金収入以外の収入があったおかげで黒字を達成できる見込みです。</p> <p>水道料金以外の収入としては、水道本管と各戸の給水装置を接続する際に個人からいただく加入者負担金などがあります。</p> <p>また、ここ数年は、物価高騰対策の一環として、水道料金の減免を実施しました。経費回収率は低くなりますが、ここでの減収分は、国の交付金を充てています。</p>
委員長	<p>経費回収率が 100%に達していないことが、直ちに赤字になるわけではないということですね。それでは、原案のままの表現とします。</p> <p>次に、「水道料金及び下水道使用料を段階的に見直すことが望ましく」という箇所の、「段階的に」という表現について整理したいと思います。</p> <p>最近のニュースで、能登半島地震による水道施設の復旧がなかなか進まない状況から、国は各自治体に水道施設の耐震状況について調査するよう通知をするという内容のものがありません。</p> <p>この調査結果によってどのような動きが出てくるのか、今の段階では分かりませんが、少なくとも水道事業についても経営の見直しは必要になってきます。水道事業については、現時点では段階的に見直しを行うかどうか、そこまでの議論は行ってきませんでした。見直しを行う必要はありますので、ここでは「定期的に」という表現にしてはどうでしょうか。</p> <p>答申書案の 15 ページの「おわりに」では、「今後も定期的な見直しを行うことが望まれる」とありますので、表現を統一した方が良いでしょうと思います。</p>
事務局	<p>それでは、修正した箇所を読み上げてみます。1 ページ目の 20～22 行目になります。</p> <p>「水道料金及び下水道使用料を定期的に見直すことが望ましい。特に経営改善の緊急度が高い下水道事業については早期の見直しによる収入確保を図られたい。」</p> <p>このように修正いたします。</p>
委員長	<p>1 ページ目について、他にご意見はございますか。</p>
副委員長	<p>1 ページ目については、これで良いと思います。</p> <p>ただ、下水道事業については、経費回収率が 80%にも満たない経営を続けてき</p>

<p>委員長</p>	<p>たのか、続けてこられたのかという疑問が市民から出てくるかもしれません。この疑問に対する説明がどこかで必要になってくると思います。</p> <p>赤穂市の下水道事業が地方公営企業法を適用したのが、平成 30 年度からでした。それまでは市の特別会計で運営してきたので、特別会計で不足が生じれば一般会計から補填するという形でした。しかし今は、地方公営企業法を全部適用しているわけですから、独立採算が求められています。こういった環境の変化もあって、下水道事業は早期に見直さなければならないという状況にあります。</p> <p>下水道事業の課題には、資金繰りの問題もあります。これまでの委員会でも説明がありましたが、資金不足に陥る可能性があり、日常的な運転資金も確保できない事態も想定されます。令和 6 年度予算は、水道事業からの資金借入も予定されています。</p> <p>このような点については、答申内でもある程度は言及されていますが、情報発信を積極的にお願いしたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>「段階的に」を「定期的に」に修正しましたが、11 ページ 12 行目には「今後も定期的かつ段階的に見直しを行うこととする。」とありますので、1 ページ目も「定期的かつ段階的に」という表現でも良いのではないのでしょうか。</p> <p>あと、先日の市議会の配信を拝見したのですが、下水道使用料の見直しに関する質問がありました。下水道事業が厳しいことはご理解いただけているとは思っていますが、現実には、議員の皆さんが思っている以上に厳しい状況にあると感じています。個人的には、下水道事業の厳しい状況を市民の皆さんに知ってもらうためには、答申書の内容はもっと厳しい書き方でもいいくらいだと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>確かに 11 ページでは「定期的かつ段階的に」と表現しています。これは、下水道使用料見直しに当たって、委員会で決めた「3つの目標」の1つです。</p> <p>ただ、1 ページ目は下水道事業だけでなく、水道事業も含めた内容となっています。先ほど説明がありましたが、水道事業の経費回収率は 100%に満たないけれど、様々な要因で令和 5 年度は黒字となりました。定期的に見直しの検討は行う必要はありますが、現時点で段階的に見直すかどうかは、水道事業については決定できません。</p> <p>水道事業も段階的に見直す必要があるかどうかは、別途議論する必要がありますので、ここは「定期的に」という表現に留めておく方が良いのではないのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>今回は下水道使用料の見直しが中心ですので、そのような表現でも構わないと思います。</p> <p>ただ、水道事業が令和 5 年度は黒字となった理由は、電気料金に対して国から</p>

<p>委員長</p>	<p>の補助金が充てられていたことによって経費が節減できたことによるものです。国の補助金がなければ赤字だったわけで、決して経営が上向いたわけではありません。</p> <p>また、先ほど委員長が言われたように、これから耐震化を進めていかなければいけないわけですから、かなりの投資費用が必要となってきますので、水道事業も厳しくなるという現実を知っていただくために情報発信していく必要はあると思います。</p> <p>「定期的かつ段階的に」という表現については、水道事業に関しては、我々はまだ本格的な議論を行っていません。改定の必要性の有無、改定するのであればいつ行うのかといった議論は行っていませんので、現時点において、水道事業も「段階的に」見直すと断定するだけの根拠は持ち得ていない状態だと言えます。したがって、答申では「定期的に」という表現に留めるのが良いと思います。</p> <p>定期的に議論することは、水道事業も下水道事業も必要であることに異論はないと思いますが、今のところ、段階的に見直しが必要なのは下水道事業になりますので、1 ページ目においては「定期的に」という表現でいいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当初案として事務局では「段階的に見直す」という表現を用いました。「見直し」という言葉には、検討した結果、改定を行うという見直しと、検討した結果、改定を行わないという見直しがあると思います。答申(2)は、その時その時の現状に即した協議を行うことが必要であるというメッセージを込めたものとなっています。そういう点では「定期的に」という表現が良いかもしれませんが、「段階的に」という表現では、「改定」を前提としたものに捉えられてしまうように感じます。</p>
<p>委員長</p>	<p>様々なご意見が出ましたが、1 ページ目は「定期的に」という表現に留めさせていただき、11 ページの下水道使用料の見直しに関する箇所では「定期的かつ段階的に」という表現を採らせていただくことといたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を続けていただきます。</p> <p>2～5 ページ「今後の水道事業の在り方 -現状と課題-」、6～9 ページ「今後の下水道事業の在り方 -現状と課題-」について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>「今後の水道事業の在り方 -現状と課題-」と「今後の下水道事業の在り方 -現状と課題-」について説明いたしますが、ここに記載している内容は、図表も含めて、これまでの在り方検討委員会で用いた資料や協議した内容を整理したのになりますので、新規の情報や資料は掲載していないことを初めにお伝えいたします。</p> <p>それでは説明をいたします。</p>

	<p>(答申案 2～5 ページまで読み上げ)</p> <p>2 ページの (資料①-(1)-1) と (資料①-(1)-2) は、昨年 8 月に開催した第 1 回在り方検討委員会の資料を整理したものになります。当時の資料では、令和 3 年度までが実績値、令和 4 年度以降が推計値でしたが、答申書では令和 5 年度までを実績値に、令和 6 年度以降を推計値に改めています。</p> <p>また、5 ページの (資料①-(3)-1) は、同じく第 1 回委員会の資料を整理したのですが、令和 5 年度実績を追記しています。同じページの (資料①-(3)-2) は、昨年 12 月開催の第 4 回在り方検討委員会の資料を整理したものになります。当時の資料では、令和 4 年度までが実績値、令和 5 年度は予算額、令和 6 年度以降は推計値でしたが、答申書では、令和 5 年度までが実績値、令和 6 年度は予算額、令和 7 年度以降は推計値に整理しております。</p> <p>これらの資料については、今からご説明する下水道事業にも同様の資料を掲載しておりますが、水道事業と同じように整理を行ったものになります。</p> <p>それでは、説明を続けます。</p> <p>(答申案 6～9 ページまで読み上げ)</p> <p>一旦説明を終わります。</p>
委員長	ただ今の説明について、ご意見等はございますか。
委員	5 ページの (資料①-(3)-2)、9 ページの (資料②-(3)-2) ですが、令和 5 年度までは実績値、令和 6 年度以降は推計値という表示を加えると良いのではないのでしょうか。
事務局	ありがとうございます。手直しいたします。
委員	5 ページに「なお、今回の答申にあたっては、下水道事業の現下の厳しい経営環境を鑑み、下水道事業の収入確保対策を優先して協議を行ったため、水道事業の経営改善については、今後の検討課題として継続協議とする。」とありますが、継続協議は我々が行うということによろしいですか。
事務局	在り方検討委員会は常設の委員会ですので、今回答申を行ったから終わりというわけではありません。今後も継続して協議は行っていきたいと考えています。しばらくの間は、これまでのように 2 か月に 1 回といったペースでの開催にはならないと思いますが、継続的に水道事業と下水道事業の状況についてご協議いた

	<p>だき、見直しが必要だと判断されれば、今回のように間隔を詰めて開催することになると思います。</p>
委員	<p>私が心配していることは、今回の答申を読んで、水道事業はまだ余裕がありそうだと思うんじゃないかという点です。下水道事業が非常に厳しい状況にあるため優先して協議してきましたが、水道事業も決して安泰ではないんだということを、市民の皆さんに理解していただけるのか不安に思っています。</p>
事務局	<p>この点については、答申書 1 ページの答申(3)では、積極的に情報発信して、広報活動を充実するよう提言しています。この情報発信が、これまでの赤穂市の上下水道事業の弱かったところですので、下水道事業だけでなく水道事業の現状についても積極的に情報発信して、市民の皆さんに周知していきたいと考えています。</p>
委員長	<p>在り方検討委員会は常設ですので、年に数回、少なくとも予算と決算の時期には開催することになると思います。ここで、水道事業と下水道事業の現状について事務局から説明を受けることとなります。</p> <p>水道事業については、5 ページの（資料①-(3)-2）にあるように、今後は恒常的な赤字が見込まれています。令和 6 年度の決算の状況によっては、すぐにでも見直しの検討に入る必要性が出てくるかもしれません。</p> <p>それでは、事務局の説明を続けてください。</p>
事務局	<p>10～14 ページ「下水道使用料の改定について」と、15 ページ「おわりに」について説明します。</p> <p>（答申書 10～15 ページまで読み上げ）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
委員長	<p>事務局の説明について、ご意見等はございますか。</p>
副委員長	<p>11 ページに「資金ショート」という用語が出てきますが、これは一般的な用語になるのでしょうか。会計上は通常使われる用語だと思うのですが、「資金不足」等に置き換えた方が伝わりやすいように思います。</p>
委員	<p>「資金ショート」は日常的に使用する用語ではないので、一般の方にとっては馴染みのない用語だと思います。</p>

委員	文脈から何となく意味は分かると思いますが、一般的な用語ではないと思います。
事務局	「資金ショート」に替わる分かりやすい用語については、検討してみます。ほかにも専門用語については、語句の説明ページが必要かもしれません。
委員長	答申書とは別に、用語集のようなものを作ってはどうでしょうか。パブリックコメントを募集する際の参考資料として準備してはいかがでしょうか。
事務局	パブリックコメント募集の際には、参考資料として用語集も準備するようにします。
委員	13 ページの（資料③-(5)-2）ですが、2001 に単位が入っていません。「m ³ 」を記載しておく必要があります。 後は書き方だけなのですが、11 ページ以降に、「1 m ³ ～20 m ³ 」「21 m ³ ～60 m ³ 」といった表記が多く出てきますが、「1～20 m ³ 」「21～60 m ³ 」と表記した方がすっきりするように思います。（資料③-(5)-2）などの図表では「21～60 m ³ 」と表記されているので合わせてはどうでしょうか。表記にルールがあるのであれば、このままでも構わないのですが。
事務局	13 ページの資料中の 2001 に単位がついていない点については「m ³ 」をつけるようにします。 「1 m ³ ～20 m ³ 」等の表記の仕方については、図表に合わせて「1～20 m ³ 」というように改めます。
副委員長	図表に「単位」や「税抜き」といった表示が抜けているものがあるので、記載した方が良いと思います。
事務局	修正いたします。
委員	例えば 12 ページ「エ 水量区分について」では、「現在 21 m ³ ～60 m ³ の区分が全調定件数の 50%超を占めており、」という文があります。参照先の資料を示してもらえると読み手の助けになると思います。
委員	参照先としては、11 ページの（資料③-(3)-1）になると思います。
事務局	全文を通して、参照先については表記しているのですが、抜けている箇所があるかもしれません。もう一度全文をチェックして、参照先を表示する必要がある

	<p>箇所を整理してみたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>12 ページ 5 行目に「下水道使用料対象経費は、需要家費、固定費及び変動費に分解される。」とあります。また、13 ページの（資料③-5-）のタイトルは「使用料対象経費の分解」としてあります。「分解」という単語は、少し違和感があります。専門用語として、このような表現になるのでしょうか、一般の方には伝わらないのではないのでしょうか。例えば「使用料対象経費の内訳」といった表現にしてはどうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>「使用料対象経費の分解」という表現は、日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方」という書物に記載されているので、専門用語としてそのまま使用しています。委員が言われるように、専門用語であるという前提がなければ、違和感を覚える方がいらっしゃるかもしれませんので、表現方法について検討したいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>これまでの議論ではあまり語られていなかったのですが、下水道使用料の改定が平成 21 年度の改定以降行われてこなかったことも、答申に表記しておく必要があると思います。</p> <p>13 ページの（資料③-5-2）には、直近 3 回の使用料改定の内容が記載されていますが、これは増度が大きくなっていることを説明する資料なので、趣旨は少し違うと思いますので、文章で、長期間改定がなされていなかったことを明記する必要があると思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>そのような記載は、この答申書案にはありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>下水道使用料の改定が長期間されてこなかった、という趣旨の記載は、この答申書案にはありません。</p>
<p>委員長</p>	<p>追記するとすれば、どこに挿入するのが良いでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>10 ページの「(1) 使用料改定の基本的考え方」の中に盛り込んではどうですか。いずれにせよ、約 15 年間改定がされてこなかったという事実を強調し、皆さんに知ってもらふ必要があると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>約 15 年間という長い期間、改定がなされてこなかった事実を広く知ってもらふことは大事だと思います。と同時に、今後は定期的に見直しを行っていく必要があるというメッセージを発信することも大事だと思います。</p>

委員長	<p>将来に向けてのメッセージという意味では、15 ページの「おわりに」で述べるのが良いですね。</p> <p>8 行目の「今後も定期的な見直しを行うことが望まれる。」という箇所に、メッセージを盛り込むことになるかなと思います。</p>
委員	<p>これまでは、老朽化した施設も修繕をしながら、使用料改定を行わずになんとかやりくりしてきましたが、言い方を変えれば、約 15 年間見直しの検討をしておかなかったからこそ、経営が厳しくなってきたとも言えます。</p> <p>強調すべき点は、15 年間協議が行われなかったもので、これからは短いスパンで、定期的に検討を行うということだと思います。</p>
事務局	<p>委員会からのメッセージ、意思表示ということで、15 ページの「おわりに」に盛り込むようにします。</p>
委員	<p>加えて、10 ページの「(1) 使用料改定の基本的考え方」の 4 段落目の「そのため、当委員会では、下水道事業の経営安定化に向けては、下水道使用料の改定は必須であり、妥当であるとの結論を全会一致で得た。」を「そのため、当委員会では、下水道事業の経営安定化に向けては、平成 21 年度の改定以来据え置かれていた下水道使用料の改定は必須であり、妥当であるとの結論を全会一致で得た。」としてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>10 ページの 4 段落目については、委員ご提案のように文章を修正いたします。また、15 ページについては、「上下水道の健全な事業運営を確保するために、今後も定期的な見直しを行うことが望まれる。」を「水道料金及び下水道使用料は、長期間見直しが行われていなかったが、上下水道の健全な事業運営を確保するために、今後は 3～5 年スパンでの定期的な見直しを行うことが望ましい。」というように修正します。</p>
委員	<p>一市民としてのお願いなのですが、1 ページにあるように、市民への情報発信を積極的に行っていただくようお願いいたします。</p>
委員	<p>一部の報道機関が記事にしていたので、市民の間でも改定に向けて協議を行っていることが知ってもらえるようになりました。</p> <p>市民の皆さんに見直しを理解してもらうためには、答申書の内容はもちろんですが、様々な場面での情報提供を続けてもらいたいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。広報活動は非常に大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。定期的に見直しの協議を行っていくわけですから、市民の皆さ</p>

事務局	<p>んとの情報共有は必要だと思います。</p> <p>委員の皆さんからも、お知り合いに積極的に情報を伝えていただければと思います。</p> <p>答申書の作成に向けて、建設的なご意見をたくさんいただきました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、最後に事務局からその他の説明をお願いします。</p> <p>最後に、これからのスケジュールについてご説明いたします。</p> <p>本日の委員会でのご意見を基に、答申書案を修正したもので、パブリックコメントを募集することとなります。</p> <p>パブリックコメントの日程ですが、8月9日（金）～9月9日（月）を予定しています。8月9日は毎月発行している「広報あこう」の発行日となりますので、市民に周知するタイミングとしては、この日をスタートとするのが良いと判断しました。条例上1ヶ月以上の期間を設ける必要がありますので、9月9日までとしました。</p> <p>また、赤穂市では定例記者会見を毎月行っているのですが、8月1日（木）に行われる記者会見で、パブリックコメント募集についてお知らせする予定としています。</p> <p>以降の日程については、現在のところ決定しておりませんので、改めてお知らせいたします。</p> <p>なお、修正した答申書案については、後日委員の皆様には送付させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>今後のスケジュールについてご意見はございますか。</p> <p>ないようでしたら、本日の会議はこれで終わりいたします。どうもありがとうございました。</p> <p>(午後3時30分終了)</p>

以上のとおり、令和6年度第2回 赤穂市上下水道事業在り方検討委員会の議事の次第を記録し、その内容の正確なことを証するためここに署名する。

議 長 瓦田 沙季

署名委員 渡部 守義